水銀ライフサイクルと水俣条約の関係

資料2－1

一次鉱出
（§3-3）
鉱業法改正もしくは新法による措置
（実態なし）

環境への排出

大気への排出
（§8）
中環審大気部会における検討

水・土壌への放出
（§9）
水質汚濁防止法で担保済

インベントリー作成（§8-7,9-6）

水銀の越境移動

水銀の輸出入
（§3-6,8）
外為法等改正もしくは新法による措置

水銀添加製品の輸出入
（§4-5）
外為法等改正もしくは新法による措置

水銀の使用

水銀添加製品の製造
（§4）
新法による措置

水銀の暫定保管
（§10）
新法による措置

特定製造工程での水銀の使用
（§5）
新法による措置
（実態なし）

人力小規模金採掘
（§7）
鉱業法改正もしくは新法による措置（実態なし）

廃棄

水銀廃棄物
（§11）
＜廃掃法上の廃棄物＞
中環審循環部会における検討

＜バーゼル条約上の廃棄物＞
新法による措置

汚染サイト
（§12）
土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法で担保済

計画
（§20等）
資金メカニズム（§13）、技術支援（§14）、健康上の側面（§16）、情報交換（§17）、公衆のための情報・啓発と教育（§18）、研究・開発・モニタリング（§19）等

※青色部分は中環審保健部会における検討